

宇都宮市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、宇都宮市長から令和2年度及び令和4年度の包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおりこれを公表する。

令和6年3月14日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 福田 栄

同 舟本 肇

同 矢古宇 芳一

宮行経 687 号

令和 6 年 2 月 2 6 日

宇都宮市監査委員 菊 池 康 夫 様  
同 福 田 栄 様  
同 舟 本 肇 様  
同 矢古宇 芳 一 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一  
(行政経営部行政経営課扱)

令和 2 年度及び令和 4 年度の包括外部監査結果に関する報告に基づく措置について (通知)

令和 3 年 3 月 2 4 日付及び令和 5 年 3 月 2 7 日付で提出された包括外部監査の結果に関する報告について、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、通知いたします。